

【重要】必ず読んでください！

三重県高等学校等修学奨学金

返還のしおり

(令和6年4月改訂)

三重県教育委員会

このしおりは、返還完了後、「返還完了通知書」が届くまで、大切に保管し、活用してください。

なお、今後、制度改正をする場合もありますので、手続きの際は、三重県教育委員会ホームページ（URLは裏表紙に記載）もご確認ください。

目次

貸与を終了したみなさんへ	1
1 重要事項	2
2 返還のしかた.....	3
3 口座振替の手続き	4
4 返還の猶予・免除.....	4
5 届出事項等に変更があったとき	6
6 滞納と遅延損害金.....	8
三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（抜粋）	9
返還計画変更申込書	13
返還免除申込書	14
返還猶予申込書	17
異動届①（退学・停学・休学・復学）	19
異動届②（辞退）	20
異動届③（住所・名前等変更）	21
連帯保証人等変更申込書	23
納付書送付依頼書兼預金口座振替依頼書	26
預金口座振替依頼書.....	27
納付書送付依頼書兼預金口座振替依頼書・預金口座振替依頼書 記入例	28
奨学金繰上返還申込書	29
【任意様式】医師の診断書	30
返還計画早見表	32
貸与終了から返還完了までの主な手続き	35
返還のおぼえ.....	36

貸与を終了したみなさんへ

三重県高等学校等修学奨学金（以下「奨学金」といいます。）は貸付金ですので、返還誓約書兼借用証書での約束どおり返還する必要があります。

あなたから返還される「奨学金返還金」は、次の世代の奨学生のために引き継がれ、大切な奨学金の資金としてもう一度利用されます。最後まで責任をもって返還してください。

この「しおり」は、奨学金の返還手続きをまとめたものです。返還が完了するまで大切に保管し、活用してください。

《注意》

返還金を滞納すると、あなたに督促状を送付するほか、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例等にもとづき、遅延損害金を徴収する場合があります。

督促後も納付が無い場合、保護者や連帯保証人に対しても返還を求めます。

それでもなお納付が無い場合は…

- ・弁護士等に返還金回収業務を委託します。
- ・住所地を管轄する簡易裁判所に民事訴訟法による支払督促を申し立てます。
- ・預貯金や給与等の差押えをします。

1 重要事項

奨学金の返還にあたり、問い合わせが多い下記事項について、あらかじめご注意ください。

(1) 奨学生番号や返還計画等の管理

「返還のおぼえ」(P36)に、奨学生番号（採用決定通知書や返還開始通知書等に記載されている7桁の番号）や、奨学金の借用額・返還計画等の内容を控えるようにしてください。

また、三重県教育委員会事務局（以下、「県教育委員会」といいます。）へのお問い合わせ、手続き等の際は、円滑なご案内のため「奨学生番号」を最初にお伝えください。

(2) 貸与終了から返還完了までの間に必要となる手続

① 貸与の辞退（または退学）により貸与を終了する場合

以下の書類を、指定の提出先に提出してください。なお、貸与終了後も高校等に在学している等、貸与終了後の状況により返還猶予が可能です。

【退学】「異動届①（第13号様式）」(P19)、「奨学金返還計画変更申込書」(P13)

【辞退】「異動届②（第13号様式の2）」(P20)、「奨学金返還計画変更申込書」(P13)

② 返還方法の設定（口座振替手続）

返還方法は口座振替でお願いしています。「納付書送付依頼書兼預金口座振替依頼書」及び「預金口座振替依頼書」(P26～27)を、県教育委員会が指定する期限までに、金融機関に提出してください。

なお、口座振替日は月末です(その日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)。振替日は県教育委員会ホームページで案内しています(このしおりの裏表紙も参照してください)。

【URL】 <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOZAIMU/HP/singakusien/28117018100.htm>

③ 返還計画を変更する場合

返還期間や返還金額等、返還計画を変更する場合は、「奨学金返還計画変更申込書」(P13)を県教育委員会に提出してください。

④ 住所・氏名・連絡先・勤務先等、届出内容に変更が生じた場合

本人・保護者・連帯保証人の住所・氏名・連絡先・勤務先等に変更が生じた場合、すみやかに変更手続を行ってください。(「5 届出事項等に変更があったとき」(P6) 参照)

⑤ 返還が困難な場合

- ・条件に該当する場合、返還猶予・免除が可能です。(「4 返還の猶予・免除」(P4) 参照)
- ・保護者（連帯保証人）が死亡した場合や自己破産した場合等は、保護者（連帯保証人）を変更する必要があります。すみやかに「連帯保証人等変更申込書」(P23～24)を県教育委員会へ提出してください。(「5 届出事項等に変更があったとき」(P6) 参照)
- ・長期の入院・研修・航海、国外転出等により、返還が困難となる場合は、保護者や連帯保証人等と相談のうえ、滞納が生じないよう返還方法を検討してください。また、滞納が生じる前に、県教育委員会へ返還方法等についてご相談ください。

⑥ 手続書類の様式について

返還完了までに、同じ様式を複数回使用することがありますので、このしおりに掲載している様式を使用する際は、必要分をコピーのうえ使用してください。

※「連帯保証人等変更申込書」は両面印刷で使用してください。

※ 様式を変更している場合がありますので、必要に応じて、県教育委員会ホームページをご確認のうえ、様式をダウンロードしてください（このしおりの裏表紙記載の URL からアクセスしてください）。

(3) 返還金の納入期限及び入金確認

返還金は、期限までに必ず納入をしてください。返還期限を過ぎた場合、遅延損害金が発生する場合があります。

なお、返還金の県教育委員会による入金確認は、口座振替の場合、3 営業日程度要します。（納付書等による場合は 2 週間以上要する場合があります。）

2 返還のしかた

(1) 返還期間

貸与終了後、半年間の据置期間を経て返還が始まり、修学費・修学支度費ともに原則として 1 2 年以内に返還していただきます。（貸与総額が 1 2 0 万円を超える場合は 1 5 年以内、1 8 5 万円以上の場合は 1 8 年以内で返還することもできます。）

※繰上返還（一部または全部）を希望する場合は、県教育委員会までご連絡ください。

(2) 返還方法

返還方法はあなたが指定した口座からの口座振替によります。

口座振替手続は「納付書送付依頼書兼預金口座振替依頼書」及び「預金口座振替依頼書」の両方を金融機関に提出してください。（手続きについては、「3 口座振替の手続き」(P4) 参照)

なお、口座振替手続をしていない場合、専用の振込用紙（納付書）を送付しますので、銀行等の金融機関、またはコンビニエンスストア等で納付書により納付してください。

口座振替日は、月末（その日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）になります。

振替日前日までに、当該口座に入金してください。残高不足等により口座振替ができなかった場合、「滞納」として扱い、督促の対象となります。その場合、後日送付する納付書により納付してください。

なお、口座振替の予告、結果の通知は行いませんが、振替日は県教育委員会ホームページで案内しています（このしおりの裏表紙も参照してください）。

【URL】 <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOZAIMU/HP/singakusien/28117018100.htm>

返還完了後、「返還完了通知書」を本人・保護者・連帯保証人に送付します。

3 口座振替の手続き

以下にご留意のうえ、「納付書送付依頼書兼預金口座振替依頼書」及び「預金口座振替依頼書」(P26～27)をコピー、必要事項を記入し、両方とも金融機関へ提出してください。

(1) 口座の指定

口座振替が可能な金融機関は下記のとおりです。

- ・ 県内に店舗がある金融機関（一部除く）

例：百五銀行、三十三銀行、中京銀行、愛知銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、十六銀行、滋賀銀行、紀陽銀行（新宮支店のみ）、大垣共立銀行（三重県内の支店のみ）、南都銀行（三重県内の支店のみ）、桑名三重信用金庫、北伊勢上野信用金庫、津信用金庫、紀北信用金庫、新宮信用金庫、東海労働金庫、三重県下農協、東日本信漁連
※ゆうちょ銀行、三井住友銀行は利用できません。

(2) 用紙の記入方法

- ・ 記入例(P28)を参考にしてください。
- ・ 押印が必要な印鑑は、口座振替に指定する口座の「口座届出印」ですので、お間違えのないようお願いいたします。
- ・ 指定した口座を忘れたことで、滞納となる事例があります。お手数ですが、記入した用紙をコピーのうえ保管するとともに、「返還のおぼえ」(P36)へ口座を控えてください。

4 返還の猶予・免除

(1) 返還猶予

進学をした場合や、災害、疾病、失業、産休・育休等（表1参照）の理由に伴い返還が困難になったときは、返還の猶予を申込むことができます。

ただし、既に納入期限が過ぎているもの（滞納分）については、猶予ができませんので、以下にご留意のうえ、早急に申込みをしてください。

ア 申込手続き

【提出書類】「奨学金返還猶予申込書」(P17)、「猶予事由を証する書類」（表1記載の添付書類）

※返還猶予申込書には、本人・保護者の署名、連帯保証人の署名・実印押印が必要です。

【提出先】 県教育委員会へ提出してください。

【提出時期】 随時受け付けています。猶予事由発生後、すぐに提出してください。

【その他】 大学等への進学による猶予の場合、在学証明書が必要となるため、進学先入学後の4月末日までに必要書類を提出してください。既に在学中の場合は、すみやかに県教育委員会にご相談ください。

※猶予事由に該当するかわからない場合は、県教育委員会にご相談ください。

イ 猶予の決定

書類確認のうえ、猶予が適当である場合は猶予決定通知書を送付します。必要に応じて、書類の追加提出等を依頼する場合があります。

ウ 猶予期間

大学等への進学(高校等への在学)による猶予の場合、猶予期間は、「在学期間」となります。在学期間終了(中途退学の場合を含む。)後、半年間の据置期間を経て、返還開始となります。留年や休学、退学等により在学期間が変更した場合はすみやかに連絡してください。

大学等への進学(高校等への在学)以外による猶予の場合、猶予期間は、原則1年以内となります。猶予期間終了後、継続して猶予が必要であると認められるときは、1年の範囲内で期間延長が可能です(再度申込書類が必要です。)。延長期間終了後、さらに継続して猶予が必要であると認められるときは、1年の範囲内で期間延長が可能です(再度申込書類が必要です。)

※被災、在学、産休・育休の場合を除き、返還猶予期間は通算して3年が限度となります。

◆返還猶予の具体例(表1)

事 由		添 付 書 類	猶予期間
(1) 高等学校、高等専門学校に在学するとき ※1		在学証明書	在学期間 ※在学期間終了後、半年間の据置期間後、返還開始。
(2) 短期大学、大学、大学院、専修学校に在学するとき ※2		在学証明書または卒業見込証明書	
(3) 留学するとき		留学の事実及び期間を証明する書類(留学ビザの写し、留学先の学校又は機関の長の証明書) ※3	
(4) 学校教育法に規定する各種学校(大学等受験のための予備校)に在学したとき		在学証明書または進学準備証明書	
(5) 大学等に在学するとき ※4	学位が取得できる大学	在学証明書または卒業見込証明書	原則：1年以内 ※事由が継続している場合は1年延長可。 ※通算3年が限度((6)(13)の場合を除く。)(※7)
	学位が取得できない大学	在学証明書または卒業見込証明書	
(6) 被災したとき		市町村・警察・消防・民生委員等の証明書	
(7) 進学準備のため自宅学習又は自宅外学習((1)～(5)の学校を除く)したとき		自宅学習・・・本人の申立書(※5)、就労していないことを証明するもの(保険証の写し、所得証明書等) 自宅外学習・・・在所(学)証明書	
(8) 職業訓練を受けているとき ※7		在所(学)証明書	
(9) 就労の意思を有しながら一度も就労できないとき		卒業証明書、ハローワーク受付票の写し	
(10) 疾病により就労することができないとき		療養期間、就労困難であることを記した医師の診断書 ※5	

(11) 失業したとき	失業中であることを証明する書類（ハローワーク受付票の写しや離職票の写し、退職証明書等）	・(13) の場合：子が満3歳の誕生日の属する月までが限度。 ※猶予期間中に次の子を出産したときは、その子の満3歳の誕生日の属する月まで延長可(※8)
(12) 休職したとき	休職証明書（休職期間・給与状態の記載のあるもの）	
(13) 産休・育休のとき（個人事業主が妊娠、出産又は育児を理由として事業を休止する場合を含む）	母子健康手帳の写し又は休業証明書（休業期間の記載のあるもの）（個人事業主の事業休止の場合は開業届の写し、事業休止の事実を証明するもの、猶予期間を延長する場合は前年の所得課税証明書）	
(14) その他、やむを得ない事由によるもの	事由を証明する書類 ※9	

※1 聴講生・研究生は、週3日以上通学する場合に限りです。

※2 別科、専攻科を含む。聴講生・研究生は、週3日以上通学する場合に限りです。

※3 外国語の場合は、その日本語訳を添付してください。

※4 大学校と大学は異なる学校ですので、ご注意ください。

なお、法令に基づき設置される大学校のうち、学位を取得することができる大学校に在学したとき（国家公務員の身分を有する者は、猶予の対象にはなりません。）のみ、猶予期間は在学中となります。

・学位を取得できる大学校…国立看護大学校、水産大学校（本科、研究科）、職業能力開発総合大学校（総合課程）

・学位を取得できない大学校…海技大学校、水産大学校（専攻科）、職業能力開発総合大学校（総合課程以外）等

・国家公務員の身分になる大学校…防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、気象大学校、航空保安大学校

※5 様式は任意です。なお、(10) について医師の診断書はP30～31を参考としてください。

※6 猶予事由及び猶予期間の延長の有無にかかわらず、通算して3年以内を限度として返還猶予を受けることができます。ただし、(6) (13) の理由により猶予を受けた期間については、この期間に含みません。

※7 職業訓練を受けている施設から給与を得ている場合を除きます。（必要に応じて、給与を得ていないことの証明書を追加していただく場合があります。）

※8 この理由での猶予の場合、猶予期間の上限の適用はありません。

※9 証明書類については実情に応じて異なりますので、県教育委員会までお問い合わせください。

(2) 返還免除

本人が死亡または心身の重度障がいのため、返還が困難になったときは、返還金の全部または一部の免除を申込むことができます。

ただし、既に納入期限が過ぎているもの（滞納分）については、免除ができません。

申込手続きは本人以外の保護者や連帯保証人等の関係者が行うことができます。詳細については、県教育委員会にお問い合わせください。

5 届出事項等に変更があったとき

(1) 本人、保護者、連帯保証人の住所・名前・電話番号・勤務先等に変更が生じた場合

変更内容に応じて、すみやかに県教育委員会へ下記書類を提出してください。

【住所の変更】「異動届③」(P21)、「該当者の住民票」

【名前の変更】「異動届③」(P21)、「該当者の戸籍抄本（または謄本）」

【電話番号の変更】「異動届③」(P21)

【その他の変更】 県教育委員会へご連絡ください。

(2) 保護者（連帯保証人）を変更する場合

以下により変更してください。また、保護者（連帯保証人）が死亡した場合や自己破産等をした場合は、すみやかに新しい保護者（連帯保証人）を選任してください。新たに選任されない場合、返還金残額の一括返還を求めることがあります。

【提出書類】「連帯保証人等変更申込書」(P23～24)

添付書類：（保護者の変更）新しい保護者の住民票

※本人成人の場合は、印鑑登録証明書

（連帯保証人の変更）新しい連帯保証人の印鑑登録証明書

【提出先】 県教育委員会へ提出してください。

【その他】

- ・連帯保証人の変更の場合、申込書には新しい連帯保証人の実印の押印が必要です。
- ・状況に応じて、その他書類の提出等を求める場合があります。

《保護者(連帯保証人)※変更の条件》

※本人が成人に達している場合は、保護者に代わり、奨学金債務を連帯して保証する方となります。

次の条件を満たす人でなければいけません（全てに該当すること。）。

①返済能力を有する者であること。

- ・三重県高等学校等修学奨学金の返還金を滞納していないこと。
- ・未成年でない者。
- ・原則、貸与開始月の初日現在で65歳以下の者。

②奨学生本人、連帯保証人と同一生計に属していないこと。

- ・奨学生本人・連帯保証人の配偶者及びそれに準ずるパートナー等は資格要件に該当しません。
- ・同居していても就労・年金受給している兄弟姉妹、祖父母、叔父叔母等は、別生計とみなしますので資格があります。

③原則、三重県内に住所を有する者。

④日本国籍を有する者、法定特別永住者又は永住者。

《連帯保証人変更の条件》

連帯保証人は次の条件を満たす人でなければいけません（全てに該当すること。）。

①返済能力を有する者であること。

- ・三重県高等学校等修学奨学金の返還金を滞納していないこと。
- ・未成年でない者。
- ・原則、貸与開始月の初日現在で65歳以下の者。

②奨学生本人、保護者（連帯保証人）と同一生計に属していないこと。

- ・奨学生本人・保護者(連帯保証人)の配偶者及びそれに準ずるパートナー等は資格要件に該当しません。
- ・同居していても就労・年金受給している兄弟姉妹、祖父母、叔父叔母等は、別生計とみなしますので資格があります。

③原則、三重県内に住所を有する者。

④日本国籍を有する者、法定特別永住者又は永住者。

(3) 返還金振替口座を変更する場合

「納付書送付依頼書兼預金口座振替依頼書」及び「預金口座振替依頼書」の両方を金融機関に提出してください。(手続きについては、「3 口座振替の手続き」(P4)参照)

なお、新しい口座による口座振替は、反映までに1～2か月程度かかるため、変更する場合は、すみやかに手続きしてください。

(4) 返還計画(返還方法・金額・期間)等を変更する場合

「奨学金返還計画変更申込書」(P13)の提出が必要です。また、繰上返還(一部・全部)を希望する場合は、「奨学金繰上返還申込書」(P29)の提出が必要です。詳しくは県教育委員会にお問い合わせください。

6 滞納と遅延損害金

(1) 遅延損害金

納入期限を過ぎて返還した場合、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例等により、遅延損害金が発生する場合があります。

遅延損害金が発生した場合、専用の振込用紙(納付書)を送付しますので、銀行等の金融機関、またはコンビニエンスストア等で納付書により納付してください。

※遅延損害金の割合は年3%(令和6年4月現在)です。

(2) 滞納

① 奨学金返還金や遅延損害金を滞納した場合、保護者や連帯保証人に滞納分を請求します。

② 滞納が継続した場合は、債権回収業者による請求や、裁判所を通じた支払督促、預貯金や給与等の差押えにより回収します。

また、滞納が解消されない場合、納期限未到来の分を含め、返還金全額の一括返還を求めることがあります。

(3) その他

返還計画や連帯保証人等を変更しなければならない場合等において、必要書類が提出されない場合、納期限未到来の分を含め、返還金全額の一括返還を求めることがあります。

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（抜粋）

平成14年3月27日
三重県教育委員会規則第16号

（返還の方法）

第十八条 奨学金の返還は、月賦又は半年賦の均等返還の方法によるものとする。ただし、繰上返還することを妨げない。

2 前項の規定により最初に返還する月は、猶予及び据え置き期間の終了の日から起算して、半年賦の場合は半年を経過しない月でなければならない。

3 奨学金の返還期日は、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定めるところによる。なお、当該各号に定める日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を返還期日とする。

一 月賦 毎月末日

二 半年賦 返還月の末日

4 奨学金の返還は、口座振替の方法により行うことができる。

5 奨学金の返還を口座振替の方法により行う場合に必要な事項は、三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）第十八条に規定するもののほか、教育長が別に定める。

（返還の免除）

第十九条 三重県高等学校等修学奨学金返還免除に関する条例（平成十四年三重県条例第九号。以下「条例」という。）第二条の規定による奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申込書（第十号様式）に次に掲げる書類を添えて、同条各号の事由の発生後遅滞なく教育長に提出しなければならない。

一 条例第二条第一号に該当する場合は、奨学生であった者の死亡を証する書類

二 条例第二条第二号に該当する場合は、奨学生であった者の障害の状態が別表第四の下欄に掲げる状態のいずれかに該当し、就業が困難であることを証する医師の診断書（第十一号様式）その他の書類

2 前項の規定による申込みは、本人が死亡したとき、心身に重大な障害を受けたときその他やむを得ない事由により申込みをすることができないときは、保護者、配偶者又は第二連帯保証人が申込みをすることができる。

3 奨学金の返還を免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額から、第一項の規定による申込時までに返還期日が経過して支払われていない返還金の額を控除した額とする。

一 条例第二条第一号に該当する場合又は同条第二号に該当する場合（奨学生であった者の障害の程度が、別表第四の上欄の一級に該当するときに限る。） 貸与を受けた奨学金の総額から第一項の規定による申込時までに返還した額を控除した額（次号において「残額」という。）の全額

二 条例第二条第二号に該当する場合（奨学生であった者の障害の程度が、別表第四の上欄の二級に該当するときに限る。） 残額の四分の三に相当する額

（返還の猶予）

第二十条 教育長は、奨学生であった者が、奨学金貸与期間の終了後、次の各号のいずれかに該当し、

返還が困難になったときは、奨学金の返還を猶予することができる。

- 一 高等学校等に在学するとき。
 - 二 法第一条に規定する短期大学、大学及び大学院、法第二百二十四条に規定する専修学校並びに法第三十四条に規定する各種学校に在学し、又はこれらと同等の課程若しくは相当する課程を有するものとして教育長が認める外国の学校に留学したとき、又は法令に基づき設置する大学校のうち、学位を取得することができる大学校に在学したとき（国家公務員の身分を有する者を除く。）。
 - 三 災害により被害を受けたとき。
 - 四 第二号に規定する学校への進学準備のため、自宅又は自宅外で学習したとき。
 - 五 就職のため、職業訓練を受けているとき（職業訓練を受けている施設から給与を得ている場合を除く。）。
 - 六 就労の意思を有しながら一度も就労できないとき。
 - 七 疾病、失業又は休職により就労することができないとき。
 - 八 妊娠、出産又は育児を理由として休業したとき（個人事業主（税務署に開業届出をしてあるものをいう。）が妊娠、出産又は育児を理由として事業を休止する場合を含む。）。
 - 九 その他やむを得ない事由によって返還が困難であると教育長が認めたとき。
- 2 奨学生であった者は、前項の規定による返還猶予を受けようとするときは、奨学金返還猶予申込書（第十二号様式）に同項各号に定める事由を証する書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

（返還猶予の期間）

第二十一条 前条の規定による返還猶予の期間は、次のとおりとする。

- 一 前条第一項第一号又は第二号に該当するときにあつては、その事由が継続している期間。
 - 二 前条第一項第三号に該当するときにあつては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。ただし、猶予期間が経過した後も猶予事由が継続している場合において、教育長が必要と認めたときは、猶予期間を延長することができるものとする。
 - 三 前条第一項第四号から第七号及び第九号に該当するときにあつては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。
 - 四 前条第一項第八号に該当するときにあつては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。ただし、その事由が継続しているときは、子が満三歳に達する日の翌日が属する月を限度として猶予期間を延長することができるものとする。
- 2 前条第一項第四号から第七号及び第九号の規定により返還猶予した場合において、教育長が必要と認めたときは、一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。ただし、延長期間が経過した後も猶予事由が継続している場合において、教育長が必要と認めたときは、さらに一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。
- 3 前条第一項第四号から第七号及び第九号の規定により返還猶予する場合は、猶予事由及び猶予期間の延長の有無にかかわらず、通算して三年以内を限度として返還猶予できるものとする。

（異動の報告）

第二十二条 予約採用内定者、奨学生、奨学生であった者又は保護者は、返還を完了するまでの間に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに別表第五に掲げる提出様式に当該事実を

証する書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- 一 奨学生が退学したとき。
- 二 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- 三 奨学生が復学したとき。
- 四 採用の内定又は奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。
- 五 予約採用内定者、奨学生、奨学生であった者、保護者又は第二連帯保証人が住所又は名前を変更したとき。
- 六 第十二条第五項の規定により奨学金の振込を行う金融機関の口座を変更するとき。
- 七 奨学生が転学又は転籍（学校教育法施行規則（昭和二十二年省令第十一号）第九十二条第一項に規定する転学及び同条第二項に規定する転籍をいう。以下同じ。）したとき。
- 八 その他教育長が必要と認める事項に変更が生じたとき。

- 2 予約採用内定者、奨学生、奨学生であった者又は保護者は、保護者又は第二連帯保証人の死亡等の理由により、保護者又は第二連帯保証人を変更しようとする場合は、直ちに連帯保証人等変更申込書（第十四号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出し、同意を得なければならない。
 - 一 保護者を変更する場合は、保護者になろうとする者の住民票の写し
 - 二 第二連帯保証人を変更する場合は、第二連帯保証人になろうとする者の印鑑登録証明書（委任）

第二十三条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与その他必要な事項は、教育長が別に定める。

- 2 この規則に定めるもののほか、奨学金の債権管理に関し必要な事項は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の定めるところによる。

附 則 （略）

別表第一（第十条関係）

区分	貸与月額
国公立	八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円、一八、〇〇〇円又は二三、〇〇〇円
私立	二〇、〇〇〇円、二五、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は三五、〇〇〇円

別表第二（第十条関係）

区分	貸与額
国公立	四〇、〇〇〇円又は八〇、〇〇〇円
私立	五〇、〇〇〇円又は一〇〇、〇〇〇円

別表第三（第十二条関係）

区分	貸与時期
四月及び五月分の修学費	五月
六月及び七月分の修学費	七月
八月及び九月分の修学費	九月
十月及び十一月分の修学費	十一月
十二月及び一月分の修学費	一月
二月及び三月分の修学費	二月

別表第四（第十九条関係）

障害の程度	障害の状態
一 級	一 常時心身喪失の状況にあるもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 三 片目の視力を失い、他方の視力が〇・〇六以下に減じたもの 四 そしゃくの機能を失ったもの 五 言語の機能を失ったもの 六 手の指を全部失ったもの 七 常に床について複雑な看護を必要とするもの 八 前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
二 級	一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの 三 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 四 せき柱の機能に著しい障害を残すもの 五 片手を腕関節以上で失ったもの 六 片足を足関節以上で失ったもの 七 片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの 八 片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの 九 片手の五つの指又は親指及び人差し指を含む四つの指を失ったもの 十 足の指の全部を失ったもの 十一 せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの 十二 半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの 十三 前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの

備考

- 一 下欄各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
- 二 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常のものについては、矯正視力によって測定する。

別表第五（第二十二条関係）

事由	提出様式
奨学生が退学したとき。	異動届①（第十三号様式）
奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき。	異動届①（第十三号様式）
奨学生が復学したとき。	異動届①（第十三号様式）
採用の内定又は奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。	異動届②（第十三号様式の二）
予約採用内定者、奨学生、奨学生であった者、保護者又は第二連帯保証人が住所又は名前を変更したとき。	異動届③（第十三号様式の三）
第十二条第五項の規定により奨学金の振込を行う金融機関の口座を変更するとき。	異動届④（第十三号様式の四）
奨学生が転学又は転籍したとき。	異動届⑤（第十三号様式の五）
その他教育長が必要と認める事項に変更が生じたとき。	教育長が別途定める様式

奨学金返還計画変更申込書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

三重県高等学校等修学奨学金の返還計画を変更したいので、下記のとおり申し込みます。

奨学生本人	在学(在学していた) 高校名・高専名			奨学生 番号	
	名前	住所			
	勤務先等	電話番号（自宅）		（携帯）	
届出の保護者等	名前	住所			
	勤務先等	電話番号（自宅）		（携帯）	
連帯保証人	名前	実印	住所		
	勤務先等	電話番号（自宅）		（携帯）	
返還計画	①貸与総額		円		
	変更前の返還計画	返還方法	月賦・半年賦・年賦	現在の計画での返還回数	回
		②返還期日経過済の返還回数	回	③返還期日経過済の返還額計	円
		④返還期日未経過の返還額(①-③)		円	
	返還計画変更開始年月		年	月返還分から	
	変更後の返還計画	返還方法	月賦・半年賦（月・月）		変更後の最終返還年月
		⑤「④」の返還回数		回	変更後の総返還回数(②+⑤)
各回の返還額		円	最終回返還額	円	
記入要領	・「返還方法」は、該当するものに○をつけてください。 ・②、③には、滞納している分も含め、既に返還期日が過ぎている分を記入してください。 ※滞納している分については返還計画変更の対象となりません。速やかに納付し、早期に滞納を解消してください。 ・④は、①の貸与総額から③を差し引いた額です。この金額分の返還計画を変更することになります。 ・返還期間の合算が、貸与金額の総額に応じた返還期間の上限(12年・15年・18年以内)を超えないようにしてください。				
変更理由					

※「変更理由」欄には、返還計画を変更しなければならない理由(本人の失職、家庭状況の変化等による経済的困窮等)と、変更後の返還計画により必ず返還する旨の約束条項を記入してください。

※署名は、それぞれ該当する本人が自筆してください。

※連帯保証人は、実印を使用してください。前回申込に使用した実印から変更がある場合は、新たな実印の印鑑登録証明書を添付してください。

第10号様式（第19条関係）

奨学金返還免除申込書				
年 月 日				
三重県教育委員会教育長 宛て				
三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第19条第1項の規定により、 下記のとおり返還の免除を受けたいので、その事由を証明する書類を添えて申し 込みます。				奨学生番号
在学(在学していた) 高校名、高専名				卒業 (退学) 年月
卒業・退学 (該当するものに○印、在学中の場合は記入不要)				
年 月				
※ 奨 学 生 本 人	カナ			住 所
	名前			
	生年月日	年 月 日		
(〒)				
電話(自宅) - -				
(携帯) - -				
貸 与 期 間		年 月 から 年 月 まで		
貸 与 金 額		円		
返 還 済 額		円		
返 還 未 済 額		円		
返 還 免 除 申 込 額		円		
申 込 理 由				
添 付 書 類 (証明書の他申立書が必要な場合があります)		<input type="checkbox"/> 本人の死亡を証明する書類 <input type="checkbox"/> 就業が困難であることを証明する医師の診断書		
奨学生本人が未成年者(20歳未満)又は奨学生本人が申込できない場合には、保護者、配偶者又は連帯保証人が下欄に自署。				
代 理 申 込 者 欄	名前			本人との 続 柄
	住所	(〒)		
本人の()				

※ 奨学生本人が申込できない場合でも奨学生本人欄には奨学生の名前を記入し、代理申込者欄に代理申込する方が自署してください。

診 断 書			
住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
病 名		手術を受けた 年月日	年 月 日
発病・受傷 場所		発病・受傷 年月日	年 月 日
発病又は受傷の原因			
<div style="margin-top: 100px;">現在までの経過（年月順に記入）</div> <div style="margin-top: 100px;">現在の症状</div> <div style="margin-top: 100px;">機能回復の可能性</div> <div style="margin-top: 100px;">その他所見（就労の見込み等）</div>			

心身の障害の程度(症状が固定し、若しくは回復の見込みのないもの)が判定できる場合は、番号に○を付けてください。〔複数番号選択可〕

障害の程度	番号	心身の障害の状態
1級	1	常時心神喪失の状態にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の五つの指又は親指及び人差指をあわせて四つの指を失ったもの
	10	足の指の全部を失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備考	1	各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
	2	視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常のものについては、矯正視力によって測定する。
<p>上記のとおり診断します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">医師 氏名</p>		

1 この診断書は、三重県高等学校等修学奨学金の返還免除の申込を行うために使用するものです。

2 診断書を厳封のうえ、患者様にお渡しください。

奨学金返還猶予申込書				令和〇〇年〇〇月〇〇日	
三重県教育委員会教育長 宛て				奨学生番号	
三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第20条第2項の規定により返還猶予を受けたいので、下記のとおり申し込みます。				1234567	
在学(在学していた) 高校名、高専名		〇〇高等学校		卒業(退学)年月	
				在学 ・ <u>卒業</u> ・ 退学 (該当するものに〇印)	
				令和〇〇年〇〇月	
本人	名前	伊勢 ひじき		住所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇) 津市〇〇町〇〇番地 ハイツ〇〇 〇〇号室 電話(自宅)〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (携帯)〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
				勤務先等 又は 通学先 〇〇大学	
(届出の保護者等)	名前	伊勢 海老蔵		住所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇) 津市〇〇町〇〇番地 ハイツ〇〇 〇〇号室 電話(自宅)〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (携帯)〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
		<small>※保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。</small>		勤務先等 株式会社〇〇	
連帯保証人	名前	松阪 もめん 松阪 実印		住所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇) 松阪市〇〇町〇〇番地 電話(自宅)〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (携帯)〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
		連帯保証人本人が記入し、実印を押印してください。		勤務先等 □□商店	
申込理由 (該当する番号を○で囲んでください。)				(1)~(5)に該当する場合は、在学期間中返還猶予を申請できます。	
(1) 高等学校等に在学中 (2) 短期大学、大学、大学院、専修学校に在学中 (3) 留学 (4) 各種学校に在学中 (5) 大学に在学中 (6) 災害 (7) 自宅又は自宅外学習 (8) 職業訓練中 (9) 就労の意思を有しながら一度も就労できない (10) 疾病(就労困難の記載があるもの) (11) 失業 (12) 休職 (13) 妊娠、出産又は育児を理由とした休業 その他やむを得ない事由()					
大学、短大等在学を理由とする猶予の場合、猶予期間は在学期間中です。その学校を卒業してから半年間は、返還を要しない据え置き期間となります。				令和〇〇年4月から 〇〇年3月まで (48 か月)	
理由発生年月日				令和〇〇年10月から返還開始	
過去の猶予期間 <small>【申込理由の(5)から(14)に該当する場合のみ記入】 ※(13)の場合を除き、通算3年を超えての猶予は出来ません。</small>				年 月から 年 月まで (か月)	

異 動 届 ①（退学・休学・停学・復学）							
					年 月 日		
三重県教育委員会教育長 宛て							
次のとおり異動がありましたので届け出ます。				奨学生番号			
本人	在学している学校名			全日制 定時制 通信制	科 学 科	年 組	
	カナ			住 所	(〒)		
	名前				電話(自宅)	—	—
	生年月日	年 月 日			(携帯)	—	—
異 動 年 月 日			年 月 日				
届 出 事 由 (該当するものに○印)			退 学 ・ 休 学 ・ 停 学 ・ 復 学				
(休学・停学の場合は期間を記入)			(年 月 日から 年 月 日まで)				
理 由							
最終振込希望年月 (復学の場合は除く)			年 月分まで				
学 校 長 証 明	年 月 日						
	上記記載のとおり相違ないことを証明します。						
		学校名					
		校長名					
学校担当者名				電話番号:			

異 動 届 ② (辞 退)					
					年 月 日
三重県教育委員会教育長 宛て					
奨学金の貸与を辞退しますので届け出ます。				(奨学生・予約)番号	
				全日制 定時制 通信制	科 学 科
在学している学校名				年	組
本人	カナ			(〒)	
	名前			住 所	電話(自宅) - - (携帯) - -
	生年月日	年 月 日			
届出の保護者等	カナ			(〒)	
	名前			住 所	電話(自宅) - - (携帯) - -
	本人との続柄	本人の()			
辞 退 年 月 日			年 月 日		
辞 退 理 由 (該当項目番号に○を付けてください。)			1. 借りる必要がなくなったため 2. 進路先変更のため 3. その他(その他の理由を記入) []		
最終振込希望年月			年 月分まで		

※ 辞退届を提出後、再度奨学金を受けたい場合には申込書の提出が必要になります。

※ 本人及び届出の保護者欄は該当する人がそれぞれが自筆してください。

異 動 届 ③（住所・名前等変更）					
			年 月 日		
三重県教育委員会教育長 宛て			(奨学生・予約)番号		
次のとおり異動がありましたので届け出ます。					
在学(在学していた) 高校名・高専名 ※高校等入学前の予約採用 内定者は中学校名を記入		全日制 定時制 通信制	科 学 科	年 組 ※ 在学生のみ記入	
		卒業(退学) 年月	卒 業 ・ 退 学 (該当するものに○印) 年 月		
本人	名前	現在の通学 又は勤務先			
届出の 保護者 等	名前	※本人が未成年者(18歳未満)の場合には、届出の保護者等が自署してください。			
※変更のあった項目のみ記入	本人	異 動 日	年 月 日		
		フリガナ			
		名 前			(旧姓)
		住 所	(〒)		
		電 話 (※1参照)	(自宅)	(携帯)	
		異 動 日	年 月 日		
	保護者(届出の保護者)	フリガナ			
		名 前			(旧姓)
		住 所	(〒)		
		勤 務 先			
		電 話 (※1参照)	(自宅)	(携帯)	
		異 動 日	年 月 日		
	連帯保証人	フリガナ			
		名 前			(旧姓)
		住 所	(〒)		
		勤 務 先			
		電 話 (※1参照)	(自宅)	(携帯)	

※1 所有していない電話がある場合は、その欄に「なし」と記入してください。
 ※2 変更の事実を証する書類(住民票、戸籍抄本等)を添付してください。住民票にはマイナンバーを表示しないでください。
 ※3 貸与中に本人が名前を変更した場合は、異動届④(振込口座変更依頼書)を提出してください。
 ※4 この様式では、保護者及び連帯保証人の変更はできません。

異動届 ③ (住所・名前等変更)		令和 〇〇年 〇月 〇日		
三重県教育委員会教育長 宛て		(奨学生・予約)番号		
次のとおり異動がありましたので届け出ます。		1234567		
在学(在学していた) 高校名・高専名 ※高校等入学前の予約採用 内定者は中学校名を記入	〇〇高等学校	全日制 定時制 通信制	科 年 組 ※ 在学生のみ記入	
		卒業(退学) 年月	卒業 退学 (該当するものに〇印) 年 月	
本人	名前	伊勢 ひじき	現在の通学 又は勤務先 〇〇株式会社	
届出の 保護者等	名前	伊勢 海老蔵	※本人が未成年者(18歳未満)の場合には、届出の保護者等が自署・押印してください。	
※変更のあった項目のみ記入	本人	異動日	令和 〇〇年 〇月 〇日	
		フリガナ		
		名前	(旧姓)	
		住所	(〒 〇〇 - 〇〇) 東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
		電話 (※1参照)	(自宅) なし (携帯) 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	保護者(届出の保護者)	異動日	・転居した場合、届出が必要です。届出の際は、住民票を あわせて提出してください。	
		フリガナ		
		名前	(旧姓)	
		住所	(〒)	
		勤務先	・婚姻等で氏名変更があった場合、届出が必要です。 届出の際は、戸籍抄本(または謄本)をあわせて 提出してください。	
	電話 (※1参照)	(自宅)	(携帯)	
	連帯保証人	異動日	令和 〇〇年 〇月 〇日	
		フリガナ	イセ モメン	マツサカ
		名前	伊勢 もめん	(旧姓) 松阪
		住所	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 三重県松阪市〇〇町〇〇 〇〇マンション〇〇号室	
		勤務先		
	電話 (※1参照)	(自宅) 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	(携帯)	

【記入にあたっての注意事項等】

- ※ 名前欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。また、印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付できない場合があります。
- ※ 連帯保証人の変更の際は、実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 保護者の変更の際は、住民票を添付してください。ただし、本人が成人に達している場合又は保護者がいない場合は、「変更後の保護者」欄には、従前の「保護者」に代わり、奨学金債務を連帯して保証する方が署名及び実印を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付してください。
- ※ 外国籍の方は、在留資格が記載された住民票を添付してください。
- ※ ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及び三重県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に管理します。

【誓約事項】

本人、保護者及び連帯保証人は、次の事項を誓約します。

- 1 保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。
- 2 三重県教育委員会が定める期間までに奨学金貸与継続届を提出します。奨学金貸与継続届を提出しない場合は、翌年度以降の奨学金の貸与が打ち切られても異議はありません。
- 3 貸与が打ち切られた場合は、当該打ち切り決定の日から1か月以内に奨学金返還計画変更申込書を提出します。当該申込書を提出しない場合は、3年以内の返還期間で、三重県教育委員会が定める方法で返還します。
- 4 連帯保証人の一人に対する履行の請求並びに連帯保証人の一人に生じた時効の完成猶予及び更新は、本人及び他の連帯保証人にもその効力が生じることを認めます。
- 5 期限までに返還がなされない場合は、三重県教育委員会の請求により期限の利益を喪失することを認め、未返還額を一括返還します。
- 6 滞納を生じさせた場合には、期限の翌日から起算して納付日までの遅延損害金を負担します。
- 7 この奨学金に関する訴訟については、三重県教育委員会の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。
- 8 奨学金の返還にあたり、滞納や連絡を取ることができない状況が続いたときは、三重県教育委員会が行う奨学金の貸与及び返還に関する業務に必要な範囲において、三重県教育委員会が次の調査を行うことに同意します。（※調査で取得した個人情報は当該業務以外では使用しません。）
 - (1) 住所地における居住の有無、転出入の状況、家賃等の滞納等に関する管理会社等への調査
 - (2) 勤務や給与支払の状況等に関する勤務先等への調査
 - (3) 住民税等の課税状況に関する調査
 - (4) 金融機関における取引状況に関する調査
 - (5) 保険の加入状況に関する調査

連帯保証人等変更申込書

記入例

変更事項 <small>(いずれかに○)</small>	保護者 ・ 連帯保証人		
変更理由	前連帯保証人が〇〇のため		
変更後の 保護者 又は 変更後の 連帯保証人	名前	住所等	
	みえ まこも 三重 まこも	〒〇〇〇-〇〇〇〇 三重県三重郡〇〇町〇〇番地 電話（自宅）〇〇〇 （携帯）〇〇〇	
連帯保証人	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生	在留資格 <small>(外国籍の方のみ)</small>
勤務先、店舗名など、 具体的に記入してください。	〇〇〇〇株式会社	本人との関係	叔父

外国籍の方の場合、
法定特別永住者又は
永住者であることが
必要です。

勤務先、店舗名など、
具体的に記入してください。

貸与に関する規則第22条第2項の規定により、保護者又は連帯保証人について、上記のとおり変更したいので同意願います。

令和〇年〇月〇〇日

三重県教育委員会教育長 宛て

該当する方に○をつけて
ください。

(奨学生) 予約) 番号 **1234567**

本人

名前 **伊勢 ひじき**

上記の者が負担する三重県高等学校等修学奨学金債務を連帯して保証します。また、本人が既に借入している奨学金等返済借入証書の誓約事項及び裏面に記載の事項を承認します。

保護者の変更がなければ
空欄としてください。

変更後の連帯保証人の
実印(印鑑登録証明書と
同じもの)を押印してく
ださい。

変更後の保護者 (連帯保証人)

名前

該当する人が必ず自筆で署名
してください。

保証人

名前

三重 まこも 

※【注意事項】を参照してください。

本人用控えとしてコピー
のうえ保管してください

納付書送付依頼書兼預金口座振替依頼書

納付書送付依頼書

三重県教育委員会教育長 あて

奨学生 (_____) 【奨学生番号 _____】 の
三重県高等学校等修学奨学金返還金について、私名義の預金から口座振替により納付したいので、口座振替の請求データを、下記預金口座振替依頼書に記載
した金融機関あてに送付してください。

依頼日	年 月 日
納付者 住所	[TEL] - -
フリガナ	
納付者 氏名 (口座名義人)	

三重県

預金口座振替依頼書(奨学金返還金)

上記納付書送付依頼書に記載の奨学生に係る三重県高等学校等修学奨学金返還金について、私は、次の預金口座から口座振替の方法により納付しますの
で、下記約定を確約のうえ依頼します。

依頼日	年 月 日	※ 金融機関 コード	※ 店舗コード
納付者 指定 預金 口座	口座振替取扱 金融機関名	銀行 本・支店名 金庫 農協・協同(連合会)	店・出張所
	預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号(右つめて記入)
	フリガナ		
	納付者 口座名義		

振替日	毎月末日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)	※ 金融機関コード、店舗コードは金融機関で記入します。
-----	------------------------	-----------------------------

<記入上の注意>

・納付者口座名義欄は必ず通帳を確認し、屋号が入る場合など漏れなく正確に通帳どおり記入してください。

約 定

- 私が納付すべき奨学金返還金について、金融機関に請求があったときには、私に通知することなく請求金額を指定口座から引落としのうえ
納入してください。
- 預金の支払手続きについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出しまたは預金通帳及び
預金払戻請求書の提出等を行いませんので、貴行所定の方法で処理してください。
- 指定預金残高が振替日において請求金額に満たないときは、私に通知することなく引落とし不能として返却されても異議はありません。
- この口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には私に通知されることなく解約されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から三重県教育委員会を経由して貴行あて文書により連絡します。
- この取扱いについて仮に紛議が生じても、貴行には迷惑をかけません。

金融機関確認印欄
指定預金口座欄の記載内容を確認しました。 ※日付、金融機関名、店舗名を記載

三重県受付欄	(備考)

本人用控えとして、必要に応じて
コピーのうえ保管してください

三重県

預金口座振替依頼書(奨学金返還金)

取扱金融機関 御中

奨学生 () の

三重県高等学校等修学奨学金返還金について、私は、次の預金口座から口座振替の方法により納付しますので、下記約定を確認のうえ依頼します。

依頼日	年 月 日	※ 金融機関 コード	※ 店舗コード
納付者 指定 預金 口座	口座振替取扱 金融機関名	銀行 金庫 本・支店名 農協・漁協(連合会) 店・出張所	
	預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号(右づめで記入)
	フリガナ		
	納付者 口座名義		
			お届印

振替日	毎月末日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)
-----	------------------------

※ 金融機関コード、店舗コードは金融機関で記入します。

<記入上の注意>

- 納付者口座名義欄は必ず通帳を確認し、屋号が入る場合など漏れなく正確に通帳どおり記入してください。
- お届印欄は、必ず口座届出印を押印してください。

約 定

- 私が納付すべき奨学金返還金について、金融機関に請求があったときには、私に通知することなく請求金額を指定口座から引落としのうえ納入してください。
- 預金の支払手続きについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出または預金通帳及び預金払戻請求書の提出等を行いませんので、貴行所定の方法で処理してください。
- 指定預金残高が振替日において請求金額に満たないときは、私に通知することなく引落とし不能として返却されても異議はありません。
- この口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には私に通知されることなく解約されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から三重県教育委員会を經由して貴行あて文書により連絡します。
- この取扱いについて仮に紛議が生じても、貴行には迷惑をかけません。

[金融機関使用欄]

受付日	検印	印鑑照合	受付	不備事由 <input type="checkbox"/> 口座番号相違 <input type="checkbox"/> 預金種目相違 <input type="checkbox"/> お届印相違 <input type="checkbox"/> 口座なし <input type="checkbox"/> その他 ()

<金融機関の窓口担当者様へのおお願い>

【概要】

この手続は、本県が平成17年4月から実施している「三重県高等学校等修学奨学金」の返還金の口座引落としのための手続です。各収納代理金融機関様あてには、本県の指定金融機関である百五銀行を通じて、平成16年12月10日付教委第17-210号「口座振替に係る手続きについて」(三重県教育委員会教育長名文書)により手続を依頼しています。

【窓口手続について】

- 窓口にて、本紙を含む、「(様式5の1)納付書送付依頼書兼預金口座振替依頼書」及び「(様式5の2)預金口座振替依頼書」の2枚の提出がありましたら、内容をご確認のうえ、2枚とも受取をお願いします。
- なお、納付者(持参者)には、控えとして各自でコピーをとることを依頼していますので、納付者(持参者)控えはありません。
- 2枚揃っていない場合は不備となりますので、納付者(持参者)に書類を返却してください。
- 口座欄の確認後、お手数ですが、「(様式5の1)納付書送付依頼書兼預金口座振替依頼書」を下記事務担当へ送付いただきますようお願いいたします。

【事務担当】

三重県教育委員会事務局教育財務課(奨学金担当)
 [所在地] 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
 [TEL] 059-224-2944
 (受付:平日午前8時30分~午後5時00分)

納付者⇒金融機関

< 記入例 >

金融機関へは書類を2枚(「様式5の1 納付書送付依頼書兼預金口座振替依頼書(右上に「県教委用」と記載)」、「様式5の2 預金口座振替依頼書(右上に「金融機関用」と記載)」)提出する必要があります。
2枚ともに同一内容を記入・押印してください。また、控えとして、上記様式5の1及び様式5の2をコピーのうえ保管してください。

納付書送付依頼書

「県教委用」のみ記載が必要

三重県教育委員会教育長 へて

奨学生 (**伊勢 ひじき**) の
【奨学生番号】 **1234567** の
三重県高等学校等修学奨学金返還金について、私名義の預金から口座振替により納付したいので、口座振替の請求データを、下記預金口座振替依頼書に記載した金融機関あてに送付してください。

奨学生の氏名・番号を記入

実際に記入した日

依頼日	令和〇年〇月〇日
納付者 住所	津市〇〇町〇〇番地 ハイツ〇〇 〇〇号室 【TEL】 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇
フリガナ	イセ エビソウ
納付者 氏名 (口座名義人)	伊勢 海老蔵 下の口座名義人と同一

【注意】様式5の2「預金口座振替依頼書(右上に「金融機関用」と記載)」には、奨学生の氏名を記入する箇所がありますのでご注意ください。

預金口座振替依頼書(奨学金返還金)

上記納付書送付依頼書に記載の奨学生 **伊勢 ひじき** による三重県高等学校等修学奨学金返還金について、私は、次の預金口座から口座振替の方法により納付しますので、下記約定を確約のうえ依頼します。

依頼日	令和〇年〇月〇日	※ 金融機関コード	太枠内のみ記入
納付者指定預金口座	口座振替取扱金融機関名 〇△× 銀行 本・支店名 ●● 金庫 農協・漁協(連合会) 店・出張所 ●●	預金の種類 1 普通 フリガナ イセ エビソウ 口座番号(右づめで記入) 1 2 3 4 5 6 7	伊勢 海老蔵 奨学生本人名義の口座以外でも可能
振替日	毎月末日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)	※ 金融機関コード、店	お届印 伊勢

濁点「・」、半濁点「ヽ」は1字とし、姓と名の間は1字あける。

【注意】様式5の2「預金口座振替依頼書(右上に「金融機関用」と記載)」にはお届印を押印してください。

< 記入上の注意 >

- (1) 納付者口座名義欄は必ず通帳を確認し、屋号が入る場合など漏れなく正確に通帳どおり記入してください。
- (2) お届印欄は必ず押印してください。

< 口座振替ができる金融機関 >

・県内に店舗がある金融機関(一部除く) ※ゆうちょ銀行、三井住友銀行は不可

- 1 私が納付し、私が納付した金額を納入していただく。
- 2 預金の支払先が私(奨学生)であること。
- 3 指定預金口座が、**例：百五銀行、三十三銀行、中京銀行、愛知銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、十六銀行、滋賀銀行、紀陽銀行(新宮支店のみ)、大垣共立銀行(三重県内の支店のみ)、南都銀行(三重県内の支店のみ)、桑名三重信用金庫、北伊勢上野信用金庫、津信用金庫、紀北信用金庫、新宮信用金庫、東海労働金庫、三重県下農協、東日本信漁連**
- 4 この口座振替依頼書に記入した内容が正しいこと。
- 5 この口座振替依頼書を解除する場合には、私から三重県教育委員会を經由して貴行へて文書により連絡します。
- 6 この取扱いについて仮に紛議が生じても、貴行には迷惑をかけません。

奨学金繰上返還申込書

三重県教育委員会教育長 あて

申込者 住所

氏名

(奨学生との関係)

電話

三重県高等学校等修学奨学金返還金について、次のとおり繰上返還を申し込みます。

なお、繰上返還希望額で「一部」を選択した場合は、返還金額に応じて、最終返還期日の返還額から充当してください。

1 奨学生情報

(1) 奨学生番号

(2) 氏名

(3) 住所

2 繰上返還希望月及び納付方法

(1) 繰上返還希望月 年 月

※ 口座振替又は納付(振込)する年月を記入してください。

(2) 納付方法

口座振替

※ 口座振替(申込者名義の口座に限る。)で返還している方が、全額繰上返還する場合のみ。

納付書

3 繰上返還希望額

全額

一部(返還額: 円)

※ 一部繰上返還額は、各回(最終回除く)の返還額の6か月分以上の額としてください。ただし、各回の返還額の6か月分が5万円を超える場合は、5万円から繰上返還することができます。

※ 一部繰上返還をした場合は、各回(最終回除く)の返還月の返還額は変わりませんが、最終返還期日の返還額から充当するため、返還期間が短縮されます。

診 断 書			
住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
病 名			
発病・受傷 時期		受診・入院 年月日	年 月 日
現在の症状			
治療・機能回 復の見込み			
就労の可否			
<p>上記のとおり診断します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">医 師 氏 名</p>			

※診断書は、封筒等に厳封のうえ発行してください。（開封無効）

診 断 書			
住 所	三重県津市広明町13番地		
氏 名	三重 太郎	生年月日	〇年〇月〇日
病 名	・〇〇病		
発病・受傷 時期	〇年〇月ごろ	受診・入院 年月日	〇年〇月〇日 受診 〇年〇月〇日から〇〇病院に入院中
現在の症状	・〇〇病により、△△といった症状がみられるため継続的な就労は困難である。		
治療・機能回復の見込み	・入院が必要であり、入院治療終了後も定期的な通院が必要である。見込みは以下のとおり。 【入院見込期間】〇年〇月〇日～△年△月△日ごろまで 【治療見込期間】退院後、週〇回程度の通院を〇か月程度		
就労の可否	入院しているため、就労は現時点で困難である。退院後の定期的な通院治療が終了後は、就労可能な状態になる。		
上記のとおり診断します。	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> ・病気やけが等により就労が困難であることを記入ください。 ・治療見込みは概ねの期間で構いませんが、見込みを立てることが困難である場合は、その旨をご記載ください。 </div>		
年 月 日	年 月 日		
住 所	三重県津市〇〇町〇〇番地		
〇〇クリニック	三重 花子		

診断書は厳封のうえ
 発行をお願いします。
 ※開封無効

返還計画早見表

(単位:円)

※ 在学期間中、修学費の変更がなかった方をモデルにしています。

貸与期間	修学費 月額	支度費	借用総額	返還 期間	返還 回数	返還月額	最終回 返還額	長期返還特例利用の場合			
								返還 期間	返還 回数	返還月額	最終回 返還額
3年 全日制 ・ 定時制 通信制 (三修制) ・ その他	8,000	0	288,000	6年	72回	4,000	4,000				
				12年	144回	2,000	2,000				
		40,000	328,000	6年	72回	4,600	1,400				
				12年	144回	2,200	13,400				
		80,000	368,000	6年	72回	5,100	5,900				
				12年	144回	2,500	10,500				
	13,000	0	468,000	6年	72回	6,500	6,500				
				12年	144回	3,200	10,400				
		40,000	508,000	6年	72回	7,100	3,900				
				12年	144回	3,500	7,500				
		80,000	548,000	6年	72回	7,700	1,300				
				12年	144回	3,800	4,600				
	18,000	0	648,000	6年	72回	9,000	9,000				
				12年	144回	4,500	4,500				
		40,000	688,000	6年	72回	9,600	6,400				
				12年	144回	4,800	1,600				
		80,000	728,000	6年	72回	10,200	3,800				
				12年	144回	5,000	13,000				
	23,000	0	828,000	6年	72回	11,500	11,500				
				12年	144回	5,700	12,900				
		40,000	868,000	6年	72回	12,100	8,900				
				12年	144回	6,000	10,000				
		80,000	908,000	6年	72回	12,700	6,300				
				12年	144回	6,300	7,100				
20,000	0	720,000	6年	72回	10,000	10,000					
			12年	144回	5,000	5,000					
	50,000	770,000	6年	72回	10,700	10,300					
			12年	144回	5,300	12,100					
	100,000	820,000	6年	72回	11,400	10,600					
			12年	144回	5,700	4,900					
25,000	0	900,000	6年	72回	12,500	12,500					
			12年	144回	6,200	13,400					
	50,000	950,000	6年	72回	13,200	12,800					
			12年	144回	6,600	6,200					
	100,000	1,000,000	6年	72回	13,900	13,100					
			12年	144回	6,900	13,300					
30,000	0	1,080,000	6年	72回	15,000	15,000					
			12年	144回	7,500	7,500					
	50,000	1,130,000	6年	72回	15,700	15,300					
			12年	144回	7,900	300					
	100,000	1,180,000	6年	72回	16,400	15,600					
			12年	144回	8,200	7,400					
35,000	0	1,260,000	6年	72回	17,500	17,500	15年	180回	7,000	7,000	
			12年	144回	8,800	1,600					
	50,000	1,310,000	6年	72回	18,200	17,800	15年	180回	7,300	3,300	
			12年	144回	9,100	8,700					
	100,000	1,360,000	6年	72回	18,900	18,100	15年	180回	7,500	17,500	
			12年	144回	9,500	1,500					

※ 在学期間中、修学費の変更がなかった方をモデルにしています。

貸与期間	修学費 月額	支度費	借用総額	返還 期間	返還 回数	返還月額	最終回 返還額	長期返還特例利用の場合			
								返還 期間	返還 回数	返還月額	最終回 返還額
4年 定時制 ・ その他	8,000	0	384,000	6年	72回	5,400	600				
				12年	144回	2,600	12,200				
		40,000	424,000	6年	72回	5,900	5,100				
				12年	144回	2,900	9,300				
		80,000	464,000	6年	72回	6,500	2,500				
				12年	144回	3,200	6,400				
	13,000	0	624,000	6年	72回	8,700	6,300				
				12年	144回	4,300	9,100				
		40,000	664,000	6年	72回	9,300	3,700				
				12年	144回	4,600	6,200				
		80,000	704,000	6年	72回	9,800	8,200				
				12年	144回	4,900	3,300				
	18,000	0	864,000	6年	72回	12,000	12,000				
				12年	144回	6,000	6,000				
		40,000	904,000	6年	72回	12,600	9,400				
				12年	144回	6,300	3,100				
		80,000	944,000	6年	72回	13,200	6,800				
				12年	144回	6,600	200				
	23,000	0	1,104,000	6年	72回	15,400	10,600				
				12年	144回	7,700	2,900				
		40,000	1,144,000	6年	72回	15,900	15,100				
				12年	144回	7,900	14,300				
		80,000	1,184,000	6年	72回	16,500	12,500				
				12年	144回	8,200	11,400				
	20,000	0	960,000	6年	72回	13,400	8,600				
				12年	144回	6,700	1,900				
		50,000	1,010,000	6年	72回	14,100	8,900				
				12年	144回	7,000	9,000				
		100,000	1,060,000	6年	72回	14,800	9,200				
				12年	144回	7,400	1,800				
	25,000	0	1,200,000	6年	72回	16,700	14,300				
				12年	144回	8,300	13,100				
		50,000	1,250,000	6年	72回	17,400	14,600	15年	180回	6,900	14,900
				12年	144回	8,700	5,900				
		100,000	1,300,000	6年	72回	18,100	14,900	15年	180回	7,200	11,200
				12年	144回	9,000	13,000				
	30,000	0	1,440,000	6年	72回	20,000	20,000	15年	180回	8,000	8,000
				12年	144回	10,000	10,000				
		50,000	1,490,000	6年	72回	20,700	20,300	15年	180回	8,300	4,300
				12年	144回	10,400	2,800				
		100,000	1,540,000	6年	72回	21,400	20,600	15年	180回	8,600	600
				12年	144回	10,700	9,900				
	35,000	0	1,680,000	6年	72回	23,400	18,600	15年	180回	9,300	15,300
				12年	144回	11,700	6,900				
		50,000	1,730,000	6年	72回	24,100	18,900	15年	180回	9,600	11,600
				12年	144回	12,000	14,000				
		100,000	1,780,000	6年	72回	24,800	19,200	15年	180回	9,900	7,900
				12年	144回	12,400	6,800				

※ 在学期間中、修学費の変更がなかった方をモデルにしています。

貸与期間	修学費 月額	支度費	借用総額	返還 期間	返還 回数	返還月額	最終回 返還額	長期返還特例利用の場合			
								返還 期間	返還 回数	返還月額	最終回 返還額
5年 高等専門 学校 ・ 高等学校 専攻科	8,000	0	480,000	6年	72回	6,700	4,300				
				12年	144回	3,300	8,100				
		40,000	520,000	6年	72回	7,300	1,700				
				12年	144回	3,600	5,200				
		80,000	560,000	6年	72回	7,800	6,200				
				12年	144回	3,900	2,300				
	13,000	0	780,000	6年	72回	10,900	6,100				
				12年	144回	5,400	7,800				
		40,000	820,000	6年	72回	11,400	10,600				
				12年	144回	5,700	4,900				
		80,000	860,000	6年	72回	12,000	8,000				
				12年	144回	6,000	2,000				
	18,000	0	1,080,000	6年	72回	15,000	15,000				
				12年	144回	7,500	7,500				
		40,000	1,120,000	6年	72回	15,600	12,400				
				12年	144回	7,800	4,600				
		80,000	1,160,000	6年	72回	16,200	9,800				
				12年	144回	8,100	1,700				
	23,000	0	1,380,000	6年	72回	19,200	16,800	15年	180回	7,700	1,700
				12年	144回	9,600	7,200				
		40,000	1,420,000	6年	72回	19,800	14,200	15年	180回	7,900	5,900
				12年	144回	9,900	4,300				
		80,000	1,460,000	6年	72回	20,300	18,700	15年	180回	8,100	10,100
				12年	144回	10,200	1,400				
	20,000	0	1,200,000	6年	72回	16,700	14,300				
				12年	144回	8,300	13,100				
		50,000	1,250,000	6年	72回	17,400	14,600	15年	180回	6,900	14,900
				12年	144回	8,700	5,900				
		100,000	1,300,000	6年	72回	18,100	14,900	15年	180回	7,200	11,200
				12年	144回	9,000	13,000				
	25,000	0	1,500,000	6年	72回	20,900	16,100	15年	180回	8,300	14,300
				12年	144回	10,400	12,800				
		50,000	1,550,000	6年	72回	21,600	16,400	15年	180回	8,600	10,600
				12年	144回	10,800	5,600				
		100,000	1,600,000	6年	72回	22,300	16,700	15年	180回	8,900	6,900
				12年	144回	11,100	12,700				
	30,000	0	1,800,000	6年	72回	25,000	25,000	15年	180回	10,000	10,000
				12年	144回	12,500	12,500				
		50,000	1,850,000	6年	72回	25,700	25,300	15年	180回	10,300	6,300
				12年	144回	12,900	5,300	18年	216回	8,600	1,000
		100,000	1,900,000	6年	72回	26,400	25,600	15年	180回	10,600	2,600
				12年	144回	13,200	12,400	18年	216回	8,800	8,000
	35,000	0	2,100,000	6年	72回	29,200	26,800	15年	180回	11,700	5,700
				12年	144回	14,600	12,200	18年	216回	9,700	14,500
		50,000	2,150,000	6年	72回	29,900	27,100	15年	180回	12,000	2,000
				12年	144回	15,000	5,000	18年	216回	9,900	21,500
		100,000	2,200,000	6年	72回	30,600	27,400	15年	180回	12,200	16,200
				12年	144回	15,300	12,100	18年	216回	10,200	7,000

【貸与終了から返還完了までの主な手続き】

奨学金の貸与終了

○貸与終了時の手続き

	提出書類	関連ページ
貸与期間満了(卒業)の場合	・口座振替関係書類(※) (金融機関へ提出)	P4
貸与の辞退の場合	・異動届② ・返還計画変更申込書 ・口座振替関係書類(※) (金融機関へ提出)	P2~4
退学の場合	・異動届① ・返還計画変更申込書 ・口座振替関係書類(※) (金融機関へ提出)	P2~4

○返還完了までに行う手続き (届出内容を変更、猶予・免除申込等をする場合のみ)

	提出書類	関連ページ	
本人・保護者 ・連帯保証人 に関する変更	住所	・異動届③ ・該当事者の住民票	P6~7
	氏名	・異動届③ ・該当事者の戸籍抄本(または謄本)	P6~7
	電話番号等	・異動届③	P6~7
	保護者 (連帯保証人)	・連帯保証人等変更申込書 (保護者の変更) 住民票 ※本人成人の場合、印鑑登録証明書 (連帯保証人の変更) 印鑑登録証明書 ※状況に応じて、追加書類の提出が 必要となる場合があります。 ※県教育委員会へご相談ください。	P6~7

返還内容に 関する変更	返還口座	・口座振替関係書類(※) (金融機関へ提出)	P8
	返還方法・ 期間・金額等	・奨学金返還計画変更申込書 ※県教育委員会へご相談ください。	P8
	繰上返還 (一部・全部)	・奨学金繰上返還申込書 ※県教育委員会へご相談ください。	P8

猶予・免除	返還猶予	・奨学金返還猶予申込書 ・猶予事由を証する書類 ※県教育委員会へご相談ください。	P4~6
	返還免除	・奨学金返還免除申込書 ・免除事由を証する書類 ※県教育委員会へご相談ください。	P4~6

奨学金の返還完了

(返還完了通知を送付します)

※ 口座振替関係書類:「納付書送付依頼書兼預金口座振替依頼書」及び「預金口座振替依頼書」

返 還 の お ぼ え

返還計画を忘れないように必ず記入してください。

※変更した場合は、“おぼえ”に記入した内容も必ず変更してください。

学 校 名				
奨学生番号	(7桁)			
借用金額	修学支度費	円	修学費	円
	合計	円		

返還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 (月・ 月)			
返還期間	年	月	～	年 月
各回返還額				円
最終返還額				円
繰上返還等				

保 護 者	名前		
	住所		
	電話 (自宅)	電話 (携帯)	
連帯保証人	名前		
	住所		
	電話 (自宅)	電話 (携帯)	

振替口座	銀行	支店	普通 ・ 当座
	口座番号	口座名義人	

〈MEMO〉

－ お問い合わせ先 －

〒514-8570 津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学金担当
TEL:059-224-2944(奨学金専用ダイヤル)
FAX:059-224-2319

受付時間:8時30分～17時00分(平日のみ)

E-mail:kyozaimu@pref.mie.lg.jp

ホームページ:三重県教育委員会ホームページ(三重の教育)から、鉛筆バナーをクリック!
(<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/index.shtm>)



《バーコードリーダーで簡単アクセス!》

【メールでのお問合せ】

【提出書類様式】

【口座振替日】



《書類郵送時のお願い》

封筒の宛名には、「三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学金担当」と必ず明記してください。